

2023年5月8日

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う 傷害補償等の取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」上の位置づけが「五類感染症」に変更された場合の傷害補償「特定感染症危険補償特約」等の取扱いについて、以下のとおりいたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 商品上の取扱い

傷害補償「特定感染症危険補償特約」等は、感染症法上の一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症(*1)、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症(*2)が保険金のお支払い対象となります。

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日（月）より「五類感染症」に変更された場合、契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。

(*1) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられている場合に限りします。

(*2) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。

2. 対象商品

商品	特約
団体総合生活保険 （傷害補償・こども傷害補償）	特定感染症危険補償特約
総合生活保険（傷害補償）	
総合生活保険（こども総合補償）	
からだの保険（傷害定額）	
超保険（傷害定額条項）	
特殊な団体傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約
普通傷害保険(*3)	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約
家族傷害保険(*3)	

学生・生徒総合保険（こども総合保険）（*3）	
超保険（総合補償条項・傷害条項）（*3）	特定感染症危険担保特約
個人財産総合保険（*3）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約条項
総合家庭保険（*3）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項

（*3）新規の引受けを取り止めさせていただいております。

【保険金のご請求について】

保険金のご請求につきましては、代理店または以下の連絡先までご連絡ください。

事故受付センター （東京海上日動安心 110 番） 受付時間：24 時間 365 日	超保険	 0120-110-894
	上記以外	 0120-720-110

＜ご請求にあたってのお願い＞

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023 年 5 月 7 日（日）までに保健所への発生届出・入力がなされている場合には同年 9 月末まで利用可能と発表されています。同年 10 月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期請求にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

以 上
07ut-GJ05-23002-202304